

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和2年8月12日

（名称）相模原市地域公共交通会議

（代表者名）会長 中村 文彦

1. 生活交通改善事業計画の名称
相模原市福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
車いす利用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者等、あらゆる人が安心して公共交通を利用しやすい環境に整備するため、移動の円滑化を図る設備等の整備を促進する。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
国が策定した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和2年度までに福祉タクシー車両を全国で約44,000台とする目標が示されていることから、車いす利用者をはじめとした移動制約者に対する移動手段の確保を目的として、市内における福祉タクシーの導入促進を図る。
（2）事業の効果
福祉タクシー（UDタクシー）の導入により、車いす利用者をはじめとした移動制約者の移動の負担軽減が図られるとともに、自家用車から福祉タクシー利用へ移行するなど、移動の円滑化及び自家用車から福祉タクシーへの利用転換を図ることができる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容） ・ユニバーサルデザインタクシーの導入 合計：15台 株式会社ワイキャブ : 5台 相模原観光交通株式会社 : 2台 有限会社相模交通 : 1台 双葉交通株式会社 : 3台 五和交通有限会社 : 2台 サーティーフォー交通株式会社 : 2台
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 身体1割引、知的1割引、精神1割引
（2）関連事項（以下、 内の事業に該当する場合に記載）
福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。 平成22年8月19日 認定
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
令和2年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシーの導入	49,530 千円	9,000 千円	2,250 千円	1,500 千円	36,780 千円
総 額	49,530 千円	9,000 千円	2,250 千円	1,500 千円	36,780 千円
	100%	18.2%	4.5%	3.0%	74.3%

総事業費については見込み額を記載
列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印() または横棒線() で記載。
で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー の導入												
	<p style="text-align: center;">15台 交付決定後着手 ●● 3月31日完了</p>											

7. 協議会の開催状況と主な議論

相模原市地域公共交通会議において、本計画について同意を得た。
・令和2年7月29日～8月12日(文書協議) 計画全体について同意

8. 利用者等の意見の反映

7の相模原市地域公共交通会議において、公募で参画している委員に意見を照会し、計画案に同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課
関係市区町村	相模原市都市建設局まちづくり計画部
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会、 神奈川中央交通株式会社、 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室、 相模原市都市建設局道路部
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	横浜国立大学副学長、東洋大学教授、公募市民、 相模原市自治会連合会、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 相模原市中央区中央2-11-15

(所 属) 交通政策課

(氏 名) 萩原 健太郎

(電 話) 042-769-8249 (直通)

(e-mail) toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp